

議案第 33 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の備考に次のように加える。

- 3 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の額は、一の建築物につき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の定めるところにより算定したそれぞれの額を合算した額とする。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「額）」の次に「とする。ただし、新たに他の建築物を加える場合における当該他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る手数料の額は、同項に定める額と同一の額とする。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等を行う際の手数料の算定方法を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。